

委員会規則

第1章 総則

(総則)

第1条 一般社団法人神奈川県損害保険代理業協会（以下「本会」という。）は、定款第42条の規定に基づき、定款31条2項に定める委員会の規約として以下のとおり本規則を定める。

(区分)

第2条 委員会は、常設委員会、特別委員会に区分する。

第2章 常設委員会

(設置)

第3条 本会は、会長又は理事会の諮問に応ずる目的をもって理事会の決議を経て、主管事項別に常設委員会を設置する。

(種類)

第4条 本会は、主管事項に従い、常設委員会を次のとおり設置する。

- 一 企画環境委員会
- 二 教育委員会
- 三 組織委員会
- 四 地球環境・社会貢献委員会
- 五 財務委員会
- 六 広報委員会

(主管事項)

第5条 本会は、常設委員会の主管事項を次のとおり定める。

- 一 企画環境委員会 本会の事業及び募集環境整備、業界全般に関する諸問題の調査、研究、答申及び推進
- 二 教育委員会 本会の教育事業に関する調査、研究、答申及び推進
- 三 組織委員会 本会の組織に関する諸事項の調査、研究、答申及び推進
- 四 地球環境・社会貢献委員会 本会の地球環境・社会貢献問題の統括と運動の推進に関する調査、研究、答申及び推進
- 五 財務委員会 本会の財産増減の管理・会費入金の迅速化・その他財政問題に関する調査・研究・答申及び推進
- 六 広報委員会 本会の各種会議の書記・ニュース・広報誌の発行・ノベルティの発行・ホームページの管理・調査・研究・答申及び推進

(構成)

第6条 常設委員会の構成は、それぞれ委員10名以内とし、うち1名を委員長とする。

2 委員のうち2名以内を副委員長とすることができる。

(職務と権限)

第7条 委員長は、常設委員会を代表し、常設委員会を招集してその議長となる。ただし常

設委員会の招集には会長の承認を得なければならない。

- 2 委員長は、常設委員会の主管事項について、理事会に出席して報告を行い、意見を述べることができる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理し、委員長が欠員のときはその職務を行う。
- 4 委員は、常設委員会に出席し、委員会の主管事項を遂行する。

(選任)

第8条 委員は、支部の推薦に基づいて理事会において選任する。

- 2 委員は、定款6条に定める正会員及び一般会員の中から選任する。
- 3 前項の規定にかかわらず委員2名以内を会員以外から選任することができる。
- 4 支部は、理事会からの要請に応じて委員候補者を推薦しなければならない。
- 5 委員長は、理事会の決議を経て、会長が委員の中から選任する。
- 6 副委員長は、委員の互選、又は会長の指名で、委員の中から選任する。

(任期)

第9条 委員の任期は1期2年とし、本会役員の改選が行われる総会終了時に始まり、2年後の総会終了時に終わる。

- 2 委員が任期中に欠員となったときは、欠員となった委員の所属する支部の推薦の基づき理事会が補充の委員を選任する。
- 3 補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(解任)

第10条 委員の職務遂行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する行為があったとき、あるいは本会の名誉又は信用をき損する行為をしたときは、理事会の決議によりその委員を解任することができる。

(代理者)

第11条 委員は、常設委員会に代理人を出席させることができない。ただし、あらかじめ委員長の承認を得た場合はこの限りではない。

(議決)

第12条 常設委員会の審議は、出席した委員の過半数の賛同をもって決定する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

(議事録)

第13条 委員長は、常設委員会の議事について議事録を作成し、理事会に提出しなければならない。

- 2 議事録の作成は、委員長の指名で出席した委員に委託することができる。

第3章 特別委員会

(設置)

第14条 会長は、定款第2条に定める目的を達成し、定款第3条に定める事業を展開するため必要と認めるときは、特定の事項につき会長又は理事会の諮問に応ずる目的をもって、理事会の決議を経て、特別委員会を設置することができる。

- 2 会長は、前項の特定の事項につき特別委員会がその職務を完了したと認めたときは、理事会の決議を経て、これを解散する。

(構成)

第15条 特別委員会の構成は、特別委員若干名とし、うち1名を特別委員長とする。

- 2 特別委員のうち若干名を特別副委員長とすることができる。

(職務と権限)

第16条 特別委員長は、特別委員会を代表し、特別委員会を招集してその議長となる。ただし特別委員会の招集には会長の承認を得なければならない。

- 2 特別委員長は、特別委員会の担当する職務について、会長の承認を得て、理事会に出席して報告を行い、意見を述べることができる。

- 3 特別副委員長は、特別委員長を補佐し、特別委員長に事故があるときは、その職務を代理し、特別委員長が欠員のときはその職務を行う。

- 4 特別委員は、特別委員会に出席し、特別委員会の主管事項を遂行する。

(選任)

第17条 特別委員は、理事会の決議を経て、会長が選任する。

- 2 支部は、会長からの要請があったときは、特別委員候補者を推薦しなければならない。

- 3 特別委員長は、理事会の決議を経て、会長が特別委員の中から選任する。

- 4 特別副委員長は、特別委員の互選、又は会長の指名により、特別委員の中から選任する。

(任期)

第18条 特別委員の任期は特別委員会の設置期間とする。

- 2 特別委員が任期中に欠員となったときは、会長が理事会の決議を経て、補充の特別委員を選任する。

- 3 補充の特別委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(解任)

第19条 特別委員の職務遂行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する行為があったとき、あるいは本会の名誉又は信用をき損する行為をしたときは、理事会の決議によりその特別委員を解任することができる。

(代理者)

第20条 特別委員は、特別委員会に代理人を出席させることができない。ただし、あらかじめ特別委員長の承認を得た場合はこの限りではない。

(議決)

第21条 特別委員会の審議は、出席した特別委員の過半数の賛同をもって決定する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

(議事録)

第22条 特別委員長は、特別委員会の議事について議事録を作成し、理事会に提出しなければならない。

2 議事録の作成は、特別委員長の指名で出席した特別委員に委託することができる。

第4章 附則

(変更)

第23条 本規則の改廃は、理事会の決議による。

(施行日)

第7条 この規則は、本会の成立の日より施行する。